

標茶町で色々なことにチャレンジしてみませんか？

GOGO

チャレンジ

補助上限額

200万円

(補助率 1 / 2)

※要件によって補助上限額や補助率は異なります。
詳しくは裏面をご覧ください。
※補助金額は予算の範囲内に限ります。



事業の目的

本町における地域経済の活性化に資するため、新規事業チャレンジのサポートや町内事業者における公益性を持った本町の魅力・認知度向上及び付加価値向上の取組の支援を行うことを目的に実施します。

補助対象事業

- ▶ 創業支援事業…創業時や新分野への事業拡大などの際に係る店舗等の改装工事費や設備・備品等の導入費などに助成
- ▶ 特産品開発支援事業…標茶町を想起させる特産品の開発に要する経費や機器の購入、デザイン、検査などに助成
- ▶ 事業承継支援事業…事業を承継する際に係る経営診断費用やコンサルティングに係る費用などを助成
- ▶ イベント開催及び出店支援事業…町内でイベントを開催する際の広告宣伝費や町外に出店する際に係る広告費用を実行委員会に助成
- ▶ 広告宣伝支援事業…標茶町を想起させる宣伝広告やホームページ開設費用などを助成

問い合わせ

標茶町GOGOチャレンジ支援事業補助金（役場観光商工課観光商工係）
〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地（2階16番窓口）
（TEL）015-485-2111（E-mail）k_kanko@town.shibecha.lg.jp



標茶町GOGOチャレンジ支援事業補助金

1. 対象者

- ◆町税等の滞納がない方
- ◆本町に居住し、申請日において満18歳以上の個人、または、本町に本店所在地を有し代表者が本町に居住する法人
- ◆本町で事業を営む方
- ◆創業の場合は、補助対象経費全額を町内事業者から調達または購入する方（特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。）

※補助金の交付決定を受ける前に着手した事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

2. 補助詳細

	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
創業支援事業	店舗等改装工事費、設備費、広告宣伝費、備品購入費、空き店舗・駐車場等の賃借料（6月分）など	1/2（ただし、新規創業の場合は2/3、補助対象経費が2,500万円以上の場合は8%）以内	200万円（ただし、補助対象経費が2,500万円以上の場合は、1,000万円）	農林漁業に係る経費は対象外
特産品開発支援事業	特産品の開発及び販売等経費、品質等の検査経費、機器装置等の購入又はレンタル費、研修・人材養成に要する経費、パッケージ等のデザイン制作費、試食会、商標登録経費など	2/3以内	100万円	人件費や旅費は対象外
事業承継支援事業	初期診断、課題分析・コンサルティング、税制申請に係る経費、株価など企業価値の算定、事業承継計画の作成、仲介・マッチングの登録、仲介委託契約など	1/2以内	100万円	農林漁業に係る経費は対象外
イベント開催及び出店支援事業	出店手数料、広告宣伝費、会場内装飾費など	1/2以内	50万円	出店事業者への謝金は対象外。申請対象者は、町内事業者のみで構成した実行委員会
広告宣伝支援事業	広告宣伝費（のぼりや看板、車両へのラッピングなどで標茶町を想起させる宣伝のもの）、ホームページ開設費など	1/2以内	50万円	チラシなど一過性のものは対象外

※いずれも、国、道その他の公的機関からの補助金、負担金等を受けている場合は、補助対象経費から控除した費用を補助対象経費とします。

3. その他

- ◆創業とは、個人又は法人が、新たに店舗、事務所及び事業所を開設し、商業又はサービス業に該当する事業を開始すること。また商業若しくはサービス業へ該当する既存事業の規模拡大や新分野へ進出することです。
- ◆イベント開催及び出店支援事業は、町内事業者が4店以上参画した実行委員会が補助対象となり、実行委員会に町外事業者が含まれている場合は、補助対象外となります。
- ◆事業を実施する場合は、事前に相談ください。着手後に相談された場合は、補助金交付要件に該当しない場合があります。